

## 産業廃棄物処分業許可証

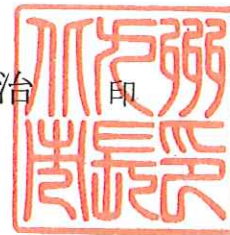
住所 東京都港区虎ノ門二丁目6番4号

氏名 株式会社 エコマテリアル

(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 千葉 鴻儀

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

北九州市長 北 橋 健 治 印

許可の年月日 令和 3年 8月 23日  
許可の有効年月日 令和 8年 8月 22日

## 1 事業の範囲

## 事業の区分

中間処理業（圧縮、破碎）

## 産業廃棄物の種類

- 圧縮 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）  
以上1種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）  
（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
- 破碎 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）  
以上1種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）  
（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

## 2 事業の用に供するすべての施設

## 施設の種類：圧縮施設

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類 以上1種類

設置場所：北九州市若松区響町三丁目1番26

設置年月日：平成28年 8月23日

処理能力：1日あたり10.5トン（8時間）

## 施設の種類：破碎施設（2軸破砕機）

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類 以上1種類

設置場所：北九州市若松区響町三丁目1番26

設置年月日：平成28年 8月23日（令和3年8月6日 変更届による施設更新）

処理能力：1日あたり2.6トン（8時間）

## 施設の種類：破碎施設（2軸破砕機）

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類 以上1種類

設置場所：北九州市若松区響町三丁目1番26

設置年月日：平成28年 8月23日（令和3年8月6日 変更届による施設更新）

処理能力：1日あたり2.1トン（8時間）

## 3 許可の条件

なし

## 4 許可の更新又は変更の状況

平成28年 8月23日 新規許可

令和 3年 8月23日 更新許可

## 5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無